

議第 5 号

鶴岡市教育委員会公印規則の一部改正について

鶴岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会公印規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の表鶴岡市中央公民館印の項中「 4 5 」を「 3 0 」に改め、同表鶴岡市羽黒公民館印の項及び鶴岡市立図書館印の項を削り、同項第 2 号の表鶴岡市各公民館長印の項及び鶴岡市温海ふれあいセンター所長印の項を削る。

別表の第 1 号中

「
6
鶴 岡 市
羽 黒 公
民 館 印
」
6
鶴 岡
市 立 図
書 館 印
」
を
削除
削除
に改める。
」

別表の第 2 号中

「
1 1
鶴 岡 市
何 々
公民館長印
」
を
削除
に、
」

「

19



を

19

削除

に改める。

」

」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議第 6 号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 1 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表通年の項中

「

鶴岡市立朝暘第四小学校	田川地区、湯田川地区
-------------	------------

を

」

「

鶴岡市立朝暘第四小学校	田川地区、湯田川地区、井岡沢田、岡山の一部
-------------	-----------------------

に改め、

」

「

鶴岡市立上郷小学校	石山、中山、竹の浦、草井谷
-----------	---------------

を

」

「

鶴岡市立上郷小学校	石山、中山、竹の浦、草井谷、山口、金山、矢引、中 沢
-----------	-------------------------------

に改める。

」

別表第 1 号の表冬季の項中

「

鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部、岡山の一部
-------------	-------------

を

」

「

鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部
-------------	-------

に改め、

」

「

鶴岡市立大泉小学校	中清水
鶴岡市立上郷小学校	石山、中山、竹の浦、草井谷
鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原

を

」

「

鶴岡市立大泉小学校	中清水
鶴岡市立大山小学校	栃屋、下柳原

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 号

新図書館整備事業基本構想の策定について

標記の件について、別紙のとおり策定する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布 川 敦

議第 8 号

令和 7 年度市職員人事異動について

令和 7 年度教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり任免するものとする。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布 川 敦